

弁護団見解

(エホバの証人の輸血に関する教理が事実上撤廃されたことについて)

エホバの証人問題支援弁護団

2026 年 9 月 18 日に、宗教団体「エホバの証人」の指導機関である「統治体」は、輸血の使用にかかる教理について、新たな見解を発表しました。

すなわち、他人の血液を医療目的で使う一般的な輸血（以下「**同種血輸血**」といいます。）を、一部の例外を除き認めるものであり、輸血拒否の教理を事実上撤廃しました。

この点について、エホバの証人問題支援弁護団（以下「**当弁護団**」といいます。）の見解は以下のとおりです。

1. 輸血に関する教理の変更の概要

(1) エホバの証人の輸血に関する信条と歴史

エホバの証人は、1945 年以降、輸血を聖書に反するものとしてこれを拒否するようになり、たとえ生命の危険を回避するためであっても、輸血を行う信者について、「断絶」（破門）¹の対象とし、かかる場合には信者（親・兄弟を含む。）から絶交され無視をされる「忌避」の対象としてきました²。統治体が、信者に対し禁止する輸血には、全血輸血だけではなく、主要成分輸血（以下「**成分輸血**」といいます。）も含まれます。

なお、統治体は、2026 年 3 月 20 日に、いわゆる自己血輸血（手術に先立って自己血を保存しておき、それを術中・術後に使用すること）について、聖書には自己血を医療目的で使用することについて何も書かれていないことを理由に、医療目的での自己血の使用は信者各自が判断するとの見解を示し、事実上、自己血輸血を禁止対象から除外しました。なお、当弁護団は、自己血輸血に関する教理の緩和についてすでに見解³を発表しています。

(2) 教理の変更

今回、統治体の一人であるジェフリー・W・ジャクソンは、「2026 統治体からの話 (6)」⁴（以下「**本統治体発表**」といいます。）において、同種血輸血に関する教理を以下の通り変更することを発表しました。

¹ エホバの証人問題支援弁護団「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」（本声明において「弁護団報告書」という。）12 頁参照 (<https://jw-issue-support.jp/kaisetsu/>)

² 弁護団報告書 43 頁以降参照 (<https://jw-issue-support.jp/yuketsu/>)、忌避については弁護団報告書 195 頁以降参照 (<https://jw-issue-support.jp/kihi/>)

³ <https://jw-issue-support.jp/news/20260323/>

⁴ <https://www.jw.org/en/news/region/global/2026-Governing-Body-Update-6/>

- ① 聖書には自己血を医療目的で使用するについて何も書かれていないが、これは他人の血液に由来する赤血球、白血球、血漿、血小板にも当てはまる。
 - ② そのため、医療目的での他人の血液に由来する赤血球、白血球、血漿、血小板の使用は信者各自が判断する。
 - ③ さらに自分自身の血液に由来する成分や分画を提供するかどうかは信者各自が判断する。
- そのため、今後は、他人の血液由来の成分輸血を受け入れるかは、信者が各自で判断することになり、エホバの証人信者が成分輸血を受けたとしても断絶され、忌避される事態にはならないと思われます。さらに献血についても信者が各自で判断することとされ、献血をしたとしても教理には反しないことになりました。

2. 当弁護団の見解

(1) 成分輸血に関する従前のエホバの証人の教理について

エホバの証人は、これまで成分輸血についても、全血輸血と同じく固く禁止してきました。例えば、ものみの塔 1990 年 6 月 1 日号「読者からの質問」において、成分輸血に関し、特に聖書の根拠を示さないうまま「血液が全血かそれらの成分に分離されているかによって違いが生じる、と考えてよい理由があるのでしょうか。」と述べて、成分輸血が聖書に反すると明示していました。

また献血についても、同じく固く禁止してきました。例えば、ものみの塔 2000 年 10 月 15 日号「読者からの質問」において、血液を採取し、貯蔵し、輸血することは、レビ記や申命記の言葉に真っ向から反するとして、献血することは、「神の法に反している」と明示していました。

これまで統治体は、エホバの証人が輸血を受け入れないことについて、「エホバの証人にとって、血の問題は、クリスチャンとして生きるその生活の最も基本的な原則のかかわる問題となっています。創造者なる神に対する関係がそこにかかっています。」⁵、「(神にとって血は命を意味することから) 命を創造者からの賜物として尊重する人々は、血を取り入れることによって命を支えようとはしないのです」⁶などと述べ、輸血を拒否することを神が命じておられると繰り返し教えていました。そのため、エホバの証人にとって輸血を拒否することは中核的な教理となっていました。

(2) 輸血拒否の教理が事実上撤廃されたこと

さて、医療が発達した現代において、輸血に際しては、採血されたままの血液である全成分を含んだ「全血製剤」はほとんど使用されておらず、「赤血球製剤」、「血漿製剤」、「血小板製剤」などの成分輸血が主流となっています⁷。

そのため、成分輸血の使用が認められたことは、エホバの証人の輸血拒否の教理は事実上撤廃されたことを意味します。これは、中核的な教理の大幅かつ抜本的な変更と評価できるものです。

この点、エホバの証人日本支部は、マスメディアからの取材に対し、今回の教理の変更が「方針変更ではなく調整です。…「血を避ける」(使徒 15:20) という聖書の基本的な命令と、全血を受け入れないという立場に変更はありません」⁸と答えているようであり、単なる調整にすぎないと述べているよう

⁵ 「エホバの証人と血の問題」 19 頁

⁶ 「血はあなたの命をどのように救うことができますか」 6 頁

⁷ <https://www.jrc.or.jp/donation/blood/list/>

⁸ <https://news.yahoo.co.jp/articles/4f3cdccb1488b345852e574f252890826b476efe>

す。

しかし、あれだけ繰り返し成分輸血を受け入れないことが「クリスチャンとして生きるその生活の最も基本的な原則」だと言いながら、その教理が変更されるや今度は単なる調整に過ぎないと述べる姿勢は、不誠実としか言いようがなく、今回の教理の変更を意図的に矮小化し、輸血拒否により生じてきた多数の問題から目を背けようとするものであって失望を禁じ得ません。

(3) 教理の変更に関しての当弁護団の見解

自己血輸血に関する教理の緩和の際にも述べた通り、約 80 年の長期に渡り維持されてきた輸血拒否の教理が事実上撤廃されたことは、エホバの証人組織にとって歴史的な転換点であると言えます。

輸血を受け入れたことで、断絶扱いとなり信者や家族から疎外されることもなくなったことで、多くの信者の命が救われることになったことは大変喜ばしいことだと考えています。

(4) 問題点

輸血拒否の教理が事実上撤廃されることで、これまで指摘されてきた問題が解決されたわけではありません。また輸血拒否の教理の変更が、今後のエホバの証人組織にいかなる影響を与えていくかも注視していく必要があります。下記はその一例です。

①輸血拒否の教理により死亡又は重篤な障害を受けた信者及びその家族・親族への責任

エホバの証人組織は、輸血拒否の教理により何人が亡くなったのかを明らかにしていません。

この点、総合医療雑誌「日経メディカル」が行った医師向けの大規模調査では、241 人が宗教上の理由による輸血拒否を原因として死亡していることが明らかになっており⁹、これを踏まえれば日本国内でも多数の死亡者がいる可能性があります。また輸血拒否により重篤な被害を受けた被害者は、これの数倍に上ると考えるべきです。この中には子どもや妊婦の犠牲者も含まれます¹⁰。

当弁護団は、統治体及び各国支部が、輸血拒否の教理により死亡又は重篤な障害を受けた信者及びその家族・親族に対し、十分な説明責任を果たし、輸血を拒否したことで受けた身体的精神的な損失に対し適切な補償を行うべきと考えます。

②輸血を受け入れたことで排斥又は断絶させられた元信者への責任

エホバの証人は、輸血を受け入れた信者について、「断絶」(破門)の対象とし、その場合には信者

(その信者には親兄弟が含まれるとする報告が多い)から絶交され無視をされる「忌避」の対象としてきました。それら元信者が忌避により受けた疎外感、家族とのつながりの喪失、精神的負担がいかに重大な人権侵害かについては、弁護団報告書でも触れたとおりです¹¹。

⁹ 弁護団報告書 64 頁以降参照

¹⁰ 例えば、「目ざめよ！」1994 年 5 月 22 日号 9 頁以降では、米国に住む 12 歳のリネイ・マルティネス(両親も信者であったと思われます。)が白血病との診断をうけ、医師から赤血球と血小板の成分輸血を行う方針を伝えられると、これを『血や血液製剤は望みません。エホバ神のご意志を行なうということをエホバに約束したので、ほかに方法がないのでしたら、その約束を破るより、死ぬほうがましです』『わたしは復活して地上の楽園で生きることを希望しています』と述べて亡くなったことについて、神を第一にした若者であるとして賞賛していました。

¹¹ 弁護団報告書 195 頁以降

今回の教理の変更により、これらの元信者に対しての取り扱いがどうなるか明示されていません。

③信者に判断を丸投げする姿勢

自己血輸血に関する教理の緩和の際にも述べた通り、今回も成分輸血を受け入れるかについて、統治体は、「信者各自が判断する」としています。

これは、統治体が、教理を変更・緩和するにあたっての常套句であり、いわば従前の教理についての誤謬や判断ミスに公に認めないための手段として機能しており、もって信者をして、成分輸血を受け入れないこともまた聖書に従うものであって信仰の証であると誤認させるものであるといえます。

さらに、本統治体発表では、全血に由来する血液成分が全血に占める割合を記した一覧表（なおこの表は後日信者向けに提供されるようです。）が提示され、「ある人は血液に由来するものは何でも避けるべきと考えるかもしれません。一方、血液中に占める割合が小さいものについては受け入れても構わないと考える人もいますかもしれません」などと述べる一場面がありますが、言い換えれば、あたかも全血に占める割合が大きい成分（例えば赤血球製剤や血漿製剤などの出血を伴う重篤な手術に不可欠な血液製剤が含まれます。）の輸血をすることについて、教理には違反しないものの、慎重に考えるべきであると述べているように聞こえます。

このようなはっきりしない統治体の態度に加えて、信者に判断を丸投げする姿勢に関連して、特に懸念されることは、信者の親の元で育つ2世・3世の未成年・若年の信者の問題です。このような未成年や若年の信者が、信者の親とは独立した判断をして成分輸血を行うことが本当に可能なのか甚だ疑問であると言わざるを得ません。

むしろ未成年者・若年の信者をもつ信者の親に対しては、子供たちの生命身体への危険がある場合は、親の判断とは別に子供たちの判断を最大限尊重し、躊躇なく輸血を使用するよう明確に述べるべきと考えます。

本件については、エホバの証人信者に与える影響、医学界に与える影響、社会への影響¹²が大きいものであり、今後の進捗を踏まえて、当弁護団として追加の見解を発表する可能性があります。

今後も、エホバの証人に関わる問題について、関心を寄せていただきますようお願いいたします。

以上

¹² 2026年に入ってから、エホバの証人の信者が、国公立病院に対し、宗教上の理由で輸血を拒否したことを理由に手術・検査等を受けられなかったとして提訴する事件が相次いでいます。これらの同種訴訟が偶然にも同時期に発生したとは考えにくく、エホバの証人組織も関与していると考えるのが自然です。今回の教理の変更が、直ちにこれらの事件の帰趨に影響を与えることはないと思われますが、今後はエホバの証人のかなりの部分が成分輸血を受け入れる可能性があり、医師も成分輸血をエホバの証人信者に実施する障害が一定程度なくなったことも踏まえれば、成分輸血を全面的に拒否する比較的小数のエホバの証人信者に対してどのような医療サービスを提供し、又は提供しないかについての法的取扱いに影響が出てくる可能性はあるものと考えます。